

インターネット上に公開された
個人に関する情報等の取扱いに関する研究会
(主な検討事項について)

平成29年5月
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政第二課

主な検討事項及び想定される具体的項目例

プライバシー侵害情報等インターネット上の個人に関する情報であって本人が公開を望まないもの（以下「対象情報」という。）の取扱いに関し、国内及び海外における事例や動向について情報共有を行うとともに、関係者がとりうる具体的方策その他について検討。

また、必要に応じて、個別事業者等関係者からのヒアリングを実施。

(1) 対象情報の取扱いに関する国内の事例や動向に関する情報共有

- ・ 法務省の人権救済手続、違法・有害情報相談センター、民間苦情処理機関等において取り扱った事例や問題傾向に関する情報共有
- ・ 事業者の具体的な取組内容や新たな関連裁判例に関する情報交換 など

(2) 対象情報の取扱いに関する海外の事例や動向に関する情報共有

- ・ EUその他海外における最新動向のアップデート
- ・ 海外事業者の具体的な取組内容や新たな海外の裁判例に関する情報交換 など

(3) 従来よりも一層迅速な対応の実現に向けた具体的方策の検討

- ・ 事業者間の情報共有体制の強化
- ・ 被害相談機関の対応機能強化 など

(4) その他、対象情報に関連する事項に関する意見交換

- ・ 未成年の投稿等、特にプライバシーに配慮した対応が望ましい情報に関する特別な取扱いの検討
- ・ 近時、適切な対応の在り方が問題となっている事項（例：昨年立法がなされたヘイトスピーチや同和問題（部落差別）等への対応） など